

第12回南相馬市復興推進協議会議事概要

日 時	令和2年1月10日(金) 13:25~13:48
場 所	南相馬市役所北庁舎 2階 会議室2
構成員	原町商工会議所 合資会社丸屋 株式会社七十七銀行 株式会社東邦銀行 あぶくま信用金庫 福島県 南相馬市
事務局	南相馬市復興企画部企画課

次第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介
- 4 南相馬市復興推進協議会について
- 5 事業概要説明
- 6 協議事項
南相馬市復興推進計画(案)について
- 7 その他
- 8 閉会

(議事概要)

あいさつ(会長)

本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

今年は東日本大震災から10年目の節目を迎えます。

本市はこれまで多くの復興・復旧事業を実施し、帰還環境の整備に重点的に取り組んできました。

一方で、福島ロボットテストフィールドの整備や工業団地への企業進出など、新たな産業創出のチャンスも見えてきました。

小高インターチェンや南相馬インターからロボットテストフィールドへのアクセス道路の整備も決まり、3月にはJR常磐線の全線開通に伴い特急列車も原ノ町駅に停車するようになりますので、関係人口の拡大も期待しているところです。

このような中、市内の宿泊客室不足を解消し、多くのお客様を受け入れることができるホテルを合資会社丸屋様が、新設することは地域の活性化及び雇用機会の創出に寄与するもので、本市復興に大きな光をさすものでございます。

本日の協議会は、このような重要な案件を審議することになりますので、官民各界の皆さまには忌憚のないご意見をお願いいたします。

復興推進協議会の説明（事務局）

資料２と資料３によって南相馬市復興推進協議会の趣旨について説明いたします。

東日本大震災からの迅速な復興を支援する目的で、東日本大震災復興特別区域法が成立しました。この通称「復興特区法」は、地域が主体となった復興を強力に支援するため、税の特例や経済的支援など、必要となる税・財政・金融上の支援を行うこととしております。

この度、合資会社丸屋様が原町区旭町地内でホテルを建設することが、本市の地域経済の活性化及び雇用創出に大きく寄与する事業と位置づけ、事業に必用な資金を貸し付ける金融機関様が、復興特区法の規定に基づく利子補給金の支給を受けるための復興推進計画を本市が策定するものであります。

策定する復興推進計画の申請にあたっては、復興特区法に基づく「復興推進協議会」において、復興推進計画について協議しなければならないと規定されております。

協議会の構成員は計画を策定する南相馬市、関係地方公共団体である福島県様、市内商工業と密接な関係にある原町商工会議所様、事業実施主体の合資会社丸屋様、利子補給金の支給を受ける予定の株式会社七十七銀行様、株式会社東邦銀行様、あぶくま信用金庫様となっており、本日、協議会開催のためにお集まりいただいたところでございます。

事業概要説明（合資会社丸屋）

原ノ町駅前で建設していますホテル丸屋グランデの概要について説明いたします。
建設場所は原町区旭町二丁目２番原ノ町駅の駅前。

ホテルの規模は、地上１０階建て、延床面積は $9,607.62\text{m}^2$ 、部屋数は６８部屋、収容人数は７２名、駐車可能台数は１２０台となっており、竣工は本年４月で５月１５日オープン予定であります。また、新規に７名の雇用を予定しています。

当社は、１８６８年創業以来、１５２年目を迎え、原ノ町駅の目の前という好立地を生かし、宿泊、ブライダル、大小宴会、会合、地元冠婚葬祭会館への仕出等に事業展開し、現在に至っております。

当社の主力事業は大小宴会、会合部門であり、売り上げの過半を占めております。地元法人、一般顧客のほか、地元金融機関や金融機関の協力団体の会合等の取り込みに成功しており、確固たる営業基盤を確立しております。

当ホテルは、震災により施設の一部が破損していたものの、地元顧客からの強い要請も

あり、営業継続を優先してきたため本格的な修繕を見送って参りました。

しかし、震災以降、同業者の新規進出や新規開店が進んでおり、現状の施設では競争力を維持できないと判断し、今後、震災復興需要がピークアウトしていく中、高い稼働率を維持していただくためには、イノベーションコスト構想関連の技術者・専門家や観光客などの新たな顧客層の取り込みが必要不可欠であることから、老朽化した現ホテルを解体し、新ホテル建設を決意した次第です。

原ノ町駅最寄りである好立地を活かすことにより、十分な稼働が見込まれますし、地元雇用の受け皿として地域活性化の一助になればと考えております。

ホテルは、女性の雇用にも大きく貢献できる、地域経済にとって重要な施設であり、南相馬市が策定した「復興総合計画」に資する事業であるものと思料しております。

是非ご協力をいただきたく説明させていただきました。

議事（会長）

それでは、議事に入ります。

はじめに、「南相馬市復興推進計画（案）」について、事務局から説明いたします。

南相馬市復興推進計画（案）（事務局）

本復興推進計画は、合資会社丸屋様が原町区旭町地内において計画するホテル新築資金を、金融機関様が「復興特区支援貸付事業」として貸し付けることで発生する貸付利子の一部を「復興特区支援利子補給金」として補給するために、東日本大震災復興特別区域法に定める「復興特区」の認定を受けるためのものです。

「復興特区」の認定を受けることにより、金融機関様（株式会社七十七銀行、株式会社東邦銀行、あぶくま信用金庫）には、国から貸付利子の一部が補給されます。

国からの利子補給によって、事業主様（合資会社丸屋）の利子負担を軽減することでホテル新築の環境を整え、復旧・復興事業で支障をきたしている宿泊客室の不足を解消することにより「地域経済の活性化及び新たな雇用の創出」に寄与するものとなっております。

質疑（会長）

説明のあった「南相馬市復興推進計画（案）」についてのご意見はございませんでしょうか。

出席者

質問、意見なし（全員）

会長

ご意見がないようなので、「南相馬市復興推進計画（案）」については、原案のとおり

決定してよろしいですか。

出席者

異議なし（全員）

会長

南相馬市復興推進計画は、原案のとおり決定いたします。

なお、ただいま決定しました「南相馬市復興推進計画」につきましては、復興庁との協議等に伴い字句、その他で軽微な変更が必要となった場合は、その変更を会長に委任いただきたいと思います。このことにご異議ありませんでしょうか。

出席者

異議なし（全員）

会長

ありがとうございました。

以上で、復興推進協議会の審議を終了いたします。

円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

事務局

本協議会において、了承いただいた「南相馬市復興推進計画」は、所要の手続きを済ませた後、速やかに復興庁福島復興局へ提出いたします。

以上で、第12回南相馬市復興推進協議会を終了いたします。

以上